

再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業（地域貢献枠）に関するQ A

1. 事業実施対象者関係

Q 1 県内に有人の事業所を有する民間事業者である個人又は法人が対象となる
とのことですが、具体的にどのような事業者ですか。

A 次の（１）～（６）のいずれかに該当する方となります。

- （１）会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社
- （２）中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2 及び第 3 号に規定する中小企業者
- （３）事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会
- （４）商店街振興組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは酒類業組合又はこれらの連合会
- （５）農業を営む個人若しくは法人（農業を 2 年以上営んでいること。）又は認定農業者
- （６）資産の流動化に関する法律（平成 10 年 6 月 15 日法律第 105 号。以下、資産流動化法）に基づき設立された法人（特定目的会社）

2. 交付対象事業関係

Q 2 交付の要件である 1 名以上の雇用の発生は、常時雇用でなければいけませんか。また、今回新たに補助金で導入する設備に係る業務での雇用である必要がありますか。

A 雇用については、要綱第 4 条に規定する常用雇用である必要があります。また、今回の導入設備の維持管理だけでなく、当該民間事業者において県内における他の事業部門で雇用が発生する場合でも構いません。ただし、雇用契約書等で確認させていただく必要があります。また、当該被雇用者の雇用の状況について事業実施後に報告を求める場合があります。

Q 3 売電収益の地域活動への還元はどの程度する必要がありますか。

A 提案の内容を審査し、発電設備設置地域の地域活動等の状況に配慮した効果の高いものから優先的に採択します。

Q 4 設置した設備で発電した電力を自家消費する場合も、補助の対象となりますか。

A 余剰電力を売電し、かつ売電収益の一部を要綱第4条に基づき地域へ還元できる事業であれば、対象とします。

3. 事業実施関係

Q 5 既存設備の撤去や改修工事における附帯工事に係る経費は補助対象となりますか。

A 本事業は、既存設備の更新を目的とするものではないことから、既存設備の撤去に要する工事費は対象としていません。一方、本体工事に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲であれば、附帯工事費を対象とすることは可能です。

Q 6 民間事業者が所有していない土地や建物へ再生可能エネルギー発電設備を設置して行う事業は認められますか。

A 他者所有の土地や建物へ設置する場合は、賃貸借契約等を適切に契約するか、所有者の同意が得られていることを条件に事業の対象とすることは可能です。

4. 再生可能エネルギー発電設備設置後の運営関係

Q 7 事業実施に当たり税金は発生しますか。また、税金の支払に売電収入を充てることができますか。

A 再生可能エネルギー発電設備は、償却資産となり、固定資産税が発生します。また、当該事業が法人による収益事業と見なされた場合は、法人税、法人住民税、法人事業税等が発生する場合がありますので、最寄の税務署、市町村、島根県県民センター等の税金担当窓口へご相談ください。売電収入を税金の支払に充てることは可能です。

Q 8 災害等による発電設備の故障など当初想定していなかった経費が発生して売電収益が当初計画よりも減少し、発電事業がうまくいかなかった場合の救済措置はありますか。

A 発電事業の経営上のリスクは事業主体に責任が帰属します。適宜保険に加入するなど、リスク回避については、事業主体においてご検討ください。

Q 9 売電収入の充当事業は、要綱に規定されている「地域の祭り等文化活動、環境保護活動、福祉事業、物産販売イベント、デマンドタクシー等の運営」に限定されますか。

A 要綱に規定しているのは、あくまで例示であり、発電設備設置地域の地域活動等の状況に配慮した効果の高いものへの還元をご検討ください。

Q 10 売電収入管理用の口座は、既存の口座ではいけませんか。

A 今回の事業で生じる収益、利息等をほかの事業等と区別するために新たな口座を設けていただく必要があります。ご理解とご協力をお願いします。

5. 手続関係

Q 11 事業実施にあたっては、国の設備認定手続きや電力会社との系統連系協議が必要となりますが、手続きに時間を要するため、事前に手続きを開始することはできますか。

A 交付決定後に実施された経費は対象経費に含めることができます。ただし、交付決定前の国への認定手続きや電力会社との協議のために必要な経費など、既に着手しておられる場合は、自己負担となります。